

は し が き

社会福祉基礎構造改革以来、社会福祉は大きな変貌を遂げている。それは、児童・老人・障がい者などの一分野にとどまらず、総体としての社会福祉の変革である。措置から契約への流れとともに、自立支援・利用者中心が強調され、社会福祉に携わる者もそれに応じた変容が求められている。

一方で、長期にわたる日本経済の低迷と財政難、近年ではコロナ禍と、社会福祉を取り巻く環境は非常に厳しくなりつつある。2020(令和2)年12月には、全世代型社会保障検討会議が「全世代型社会保障改革の方針」を取りまとめ、これを受けて同月閣議決定された。主たる内容は少子化対策を拡充することと後期高齢者医療制度における2割負担の導入である。このように社会福祉・社会保障は少子高齢化と財政困難を背景としつつ、今後も法や制度の改正が続けられ、様々な改革が進んでいくものと考えられる。

本書は社会福祉の基本的な制度と技術について学ぶための概説書である。2001(平成13)年に『よくわかる社会福祉概論』を刊行し改訂を繰り返してきたが、社会福祉をめぐる20年間の動きはめまぐるしく、現在までの変革を反映した全く新しい概説書の必要性を強く感じていた。この度、執筆者も新規に依頼し直し、新しい内容を盛り込みつつ、現代の観点から改めて本書を刊行した。

児童・高齢者・障がい者をはじめとする各領域の福祉とともに、社会福祉の歴史や社会福祉に共通する制度・技術や活動について解説している。社会福祉の全体像を把握しやすいように配慮するとともに、様々な制度の相互的なかわり、さらには関連する領域との関係を分かりやすく説明している。統計情報も新しいものとした。社会福祉や保育の学科における社会福祉概論の教科書として用いることもできるし、他の学科において社会福祉・社会保障の参考書として活用することもできる。教科書・参考書としての活用以外にも、社会福祉の政策動向に関心を有する方々に、社会福祉について考えていただくための素材となると考える。

各章ともその分野の理論や実践を専門とする執筆者により、それぞれの領域

の意義・内容あるいは課題そして今後の動向について明らかにしている。ぜひ多くの方に読んでいただき、これからの社会福祉の在り方を共に考えていただきたい。

大学教育出版の社彩香氏には大変お世話になった。感謝申し上げる次第である。

2022(令和4)年4月

編者 松井 圭三・今井 慶宗

新編社会福祉概論

目 次

はしがき	i
第1章 社会福祉の概念と理念	田中幸作 1
第1節 社会福祉の概念	1	
第2節 私たちの暮らしと社会福祉	4	
第3節 社会福祉の理念	10	
第4節 本章のまとめ	12	
第2章 社会福祉の歴史の変遷	小出享一 14
第1節 古代から近世の慈善救済	14	
第2節 明治から第2次世界大戦までの慈善救済	18	
第3節 第2次世界大戦後の社会福祉	24	
第4節 福祉見直し論から社会福祉基礎構造改革へ	27	
第5節 措置制度から契約制度へ 社会福祉の転換点	29	
第3章 子ども家庭支援と社会福祉	小倉 毅 32
第1節 子どもの家庭福祉の法体系	32	
第2節 子ども家庭福祉六法	37	
第3節 子ども家庭福祉に関連する法律と社会的養護	49	
第4章 社会福祉の制度と法体系	今井慶宗 59
第1節 憲法と福祉六法	59	
第2節 福祉六法以外の各分野の法律	65	
第3節 社会福祉の各分野に共通する法律	71	
第5章 社会福祉行財政と実施機関	伊藤秀樹 74
第1節 行政組織の枠組み	74	
第2節 福祉行政組織について	75	
第3節 財政について	77	
第4節 福祉行財政と福祉サービス	83	
第6章 社会福祉施設と社会福祉の専門職	名定慎也 87
第1節 社会福祉施設	87	
第2節 社会福祉の専門職	93	

第7章 社会保障及び関連制度の概要	松井圭三	104
第1節 イギリスの社会保障の沿革		104
第2節 社会保険の萌芽		106
第3節 わが国の社会保障の沿革		107
第4節 社会保険とは		109
第5節 社会保険の種類		110
第6節 生活困窮者自立支援制度		112
第7節 生活保護法とは		113
第8節 社会手当等		114
第9節 社会保障の財源		116
第10節 社会保障の課題		116
第8章 相談援助（直接援助技術）	藤田 了	118
第1節 相談援助とソーシャルワーク		118
第2節 個別援助技術（ソーシャル・ケースワーク）		119
第3節 集団援助技術（ソーシャル・グループワーク）		127
第9章 相談援助（間接援助技術）	村田篤美	131
第1節 間接援助技術とは		131
第2節 地域援助技術（コミュニティワーク）		132
第3節 社会福祉調査法（ソーシャルワークリサーチ）		138
第4節 社会福祉運営管理（ソーシャルアドミニストレーション）		141
第5節 社会福祉計画法（ソーシャルプランニング）		142
第6節 社会活動法（ソーシャルアクション）		143
第10章 社会福祉における情報提供と 福祉サービス第三者評価	重松義成	146
第1節 社会福祉における情報提供の必要性		146
第2節 各種福祉サービスにおける情報提供		148
第3節 福祉サービス第三者評価		153
第11章 利用者の権利擁護と苦情解決	布元義人	160
第1節 権利擁護が必要とされる背景と実践		160
第2節 自己決定・意思決定を支える仕組み		162
第3節 個人の権利を守るための仕組み		167

第12章 少子高齢化社会における子育て	神原彰元	173
第1節 現代社会と少子高齢化社会		173
第2節 誰もが住みよい街づくり・人づくり		177
第3節 これからの子ども・子育て支援		180
第4節 本章のまとめ		183
第13章 共生社会の実現と障害者施策	竹内公昭	185
第1節 共生社会の現状と課題		185
第2節 障害者施策の現況		192
第14章 在宅福祉・地域福祉の推進	小宅理沙	201
第1節 少子高齢化社会への対応		201
第2節 包容（包摂）社会の実現		204
第3節 在宅福祉・地域福祉の推進		205
第4節 外国人介護人材の受入れについて		208
第15章 社会福祉に関する諸外国の動向	中 典子	211
第1節 諸外国の合計特殊出生率		211
第2節 諸外国の少子化対策		214
第3節 わが国における取り組みの現状と今後の展望		219
第16章 介護福祉	川上道子	224
第1節 変わりゆく「介護福祉」		224
第2節 介護保険制度下における介護福祉士の現状		236
第3節 介護者の健康管理		249
第4節 揺れ動く国家試験の義務化		250
第5節 今後の課題		252

新編社会福祉概論

第1章

社会福祉の概念と理念

第1節 社会福祉の概念

社会福祉という言葉から、皆さんはどのようなことを思い浮かべるだろうか。収入がなく生活に困っている人への支援、高齢者に対する介護サービス、また、地震や台風などの自然災害が発生した時に被災地で様々な活動を行うボランティアを思い浮かべるかもしれない。

私たちは、社会福祉という用語を当たり前のように使っているが、「社会福祉とは何か」という質問に対して、容易に説明することは難しいのではないか。

福祉と訳されるwelfareは、well（快い、健全）と、fare（暮らす、やっけていく）から成り立ち、welfare はそれらの合成語で「幸せに暮らす」という意味がある。したがって、社会福祉は「この社会における幸せ」、つまり、「誰もが学校や職場などで、社会の一員として幸せな生活を送ること」を意味している。

わが国において、社会福祉という用語がはじめて法律上で使用されたのは、1946（昭和21）年制定の「日本国憲法」である。

「日本国憲法」第13条（個人の尊重）

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

幸福追求に対する権利は、障がい者、高齢者、児童を含むすべての人たちの

幸福な暮らしを達成させるための権利として保障されている。

また、憲法第14条第1項では、次のように規定している。

「日本国憲法」第14条第1項（法の下での平等）

すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

つまり、出身、身分等により差別されることなく福祉サービスが保障されなければならないことが述べられている。

その上で、「日本国憲法」第25条が社会福祉に関してより具体的なあり方を示しており、社会福祉行政の最も基本となる条文である。

「日本国憲法」第25条（国民の生存権、国の保障義務）

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

この条文は、「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」、すなわち、生存権を国が保障することを謳った条文であり、人々の権利としての社会福祉を示している。

また、国の機関による社会福祉の定義の代表的なものとしては、1950（昭和25）年に社会保障制度審議会から発表された「社会保障制度に関する勧告」（通称「50年勧告」）を挙げることができる。この勧告で、社会保障制度の骨格と社会保障を構成する社会保険、国家扶助（公的扶助）、公衆衛生及び医療、社会福祉の枠組みを提示した。そして、社会福祉については、「国家扶助の適用を受けている者、身体障害者、児童その他援護育成を要する者が自立してその能力を発揮できるよう、必要な生活指導、更生補導、その他の援護育成を行うことをいう」と定義している。ここでは、自立の助長を目的にしながら、その対象を社会的に何らかの生活課題を抱えている一部の特定の人々に限定して考えている。社会福祉とは何かを明らかにするためには、50年勧告に先行する福祉三法を基に概念規定せざるをえず、「生活保護法」（国家扶助）、「身体障害者

福祉法」、「児童福祉法」をキーワードにしている。私たちの生活が複雑多様化し、生活上解決すべき課題も多様化していくなかで見直されてきたが、この勧告は、わが国の社会保障制度の形成に大きな影響を与えている。

なお、国際的にみると、1948(昭和23)年12月10日の国連第3回総会で採択された「世界人権宣言」は、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として宣言しており、すべての人民が社会の一員として社会保障を受ける権利を保障している。

「世界人権宣言」第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利の実現に対する権利を有する。

「世界人権宣言」第25条

すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。

- ② 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

すべての人が人権を保障され、社会の一員として安心して幸せな生活を送れる社会が望まれるが、現代社会においては、子育て、介護、疾病、貧困など、多くの生活課題が起きている。そこで、人々の暮らしが望まれる状態に向かうよう支援の方策を立て課題の解決にあたる。そのための、国や地方公共団体、社会福祉専門職及び保健、医療等の分野との連携をはじめとして、社会の様々な人々が実践していくことのすべてが社会福祉なのである。